

事 務 連 絡  
令和 8 年 2 月 6 日

各医療機関等 御中

茨城県保健医療部  
医療局医療政策課  
薬務課

### 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について

日頃より県医療行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度国補正予算において医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業が予算化され、別添のとおり本事業の実施要綱が示されたので、お知らせいたします。

今後、県要綱を国要綱に準じて作成する予定ですが、まずは、厚生労働省のホームページから本事業についてご確認ください。

また、本事業のうち、県が実施する「診療所等賃上げ支援事業」における支援対象医療機関等は、令和 8 年 3 月 1 日時点でベースアップ評価料を届け出ており（※）、かつ対象期間中に更なる賃金改善を図る施設となることから、届け出未了の施設におかれましては、この届け出についてご検討いただき、届け出漏れが無いよう、ご準備のほどお願い申し上げます。

なお、本事業について、現時点で県では、厚生労働省のホームページに掲載されている以上の情報を持ち合わせてないことから、国から事業の詳細が示され、今後のスケジュール等の詳細が決まりましたら、改めてご連絡いたしますので、それまでの間、県への問い合わせはお控えくださいますよう、何卒よろしく願いいたします。

（※）薬局や制度上届け出られない医療機関を除く

<厚生労働省ホームページ>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_69485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html)